

社会福祉法人 久仁会 「チャレンジ」 利用契約書

(子) _____ 様及び(保護者) _____ 様(以下、「利用者」といいます)と、社会福祉法人 久仁会 「放課後等デイサービス チャレンジ」(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う指定放課後等デイサービス事業について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

本契約は、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスを行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者等に対して必要な児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービスを適切に提供する事を定めます。

第2条(契約期間)

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から通所給付決定の有効期間の満了日(通所受給者証に記載されている期間の終了日)までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者等から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、かつ受給者証に記載された支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(サービス内容)

- 1 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。
- 2 指定放課後等デイサービス事業は、児童発達支援管理者・指導員・保育士・運転手等のサービス従事者(以下「従事者」といいます)が提供するものとします。
- 3 事業者は、利用者の障害程度又は利用者等の希望によって作成した個別支援計画に基づき、各種活動や療養活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します。

第4条(契約終了時の支援)

事業所は、指定放課後等デイサービス事業の終了(解約の場合も含みます)に際し必要な支援を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

第5条(緊急時の支援)

- 1 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。
- 2 前1項のほか、利用中に心身の状態が変化した場合は、利用者等が指定するものに対し、緊急に連絡します。

第6条(事業者の義務)

- 1 事業所は、指定放課後等デイサービス事業の提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。
- 2 事業所はこの契約に基づく内容について、利用者等に対して適切に説明を行います。

- 3 事業所は、放課後デイサービス事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

第7条（守秘義務）

- 1 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者等の秘密を保持する義務を負います。
- 2 事業所は、従業員が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者等に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者に医療等緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業所は、利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、利用者等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

第8条（利用料金）

- 1 事業所は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得ます。
- 2 利用者は、児童福祉法に基づく通所給付費の支給対象となる放課後等デイサービスの提供に対し、厚生労働省告示に定められた利用料金の額を事業者に支払うものとします。事業所が市町村から通所給付費を代理受領する場合は、利用者は、通所利用者負担額（利用料金の1割。ただし、市町村が定める負担上限額の範囲内とします）を支払うものとします。
- 3 利用者は、利用者が希望する通所給付費の支給対象外となるサービスの提供に対し、その実費相当額を支払うものとします。
- 4 前2項の金額は、別添重要事項説明書に定めるとおりとします。
- 5 利用料金は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌々月10日までに支払います。

第9条（契約の終了）

次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

1. 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます）。
2. 利用者が死亡した場合。
3. 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
4. 事業所が指定の取り消しを受けた場合又は指定を辞退した場合。
5. 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

第10条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期限内、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業所に通知するものとします。ただ

し、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第11条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

1. 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき。
2. 事業所もしくは従業者が、故意又は過失による利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき。
3. 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき。
4. 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

第12条（事業所からの契約解除）

事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は利用者に対し契約解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

1. 利用者が、故意又は重大な過失により事業所の財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
2. 利用者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期間を定めて再三催告したにもかかわらず、支払がない場合
3. 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
4. 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

第13条（事故と損害賠償）

- 1 事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

1. 利用契約者が契約終了時に利用者心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことに、もっぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

第15条（利用者の損害賠償責任）

利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従事者・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

第16条（情報の保存）

事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了日から5年間保存します。

第17条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づく放課後デイサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、運営適正委員会に苦情を申し立てることもできます。

第18条（虐待防止）

- 1 指定児童発達支援の提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応する。
- 2 職員への研修実施
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会の設置、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。
- 4 虐待の防止等のための責任者の設置

第19条（身体拘束等の適正化に係る取組み）

- 1 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第20条（裁判所轄）

この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

第21条（その他）

この契約に定めない事項については、児童福祉法、その他関係法令に従い利用者等が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 久仁会
放課後等デイサービス チャレンジ (指定番号) 1050600194
<住 所> 群馬県沼田市久屋原町363-11
<代表者氏名> 理事長 田中志子

利用児童

<住 所>

<氏 名>

印

代理人 (保護者)

<住 所>

<氏 名>

印

「放課後等デイサービスチャレンジ」重要事項説明書

＜令和 7 年 6 月 1 日現在＞

1. 事業所経営法人の概要

名称 社会福祉法人 久仁会
法人種別 社会福祉法人
法人所在地 群馬県沼田市久屋原町4-1-4番地1
代表者氏名 理事長 田中 志子

2. 事業の概要

名称 放課後等デイサービス チャレンジ
事業所所在地 群馬県沼田市戸鹿野町375-1
施設種別 放課後等デイサービス
指定年月日 令和6年5月1日
利用定員 10名
管理者 大嶋 玲子
建物 構造（鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根3階建）
電話番号 0278-22-8811

FAX・メール 0278-22-8814 ・ challenge@kyujinkai.com

事業所番号 指定放課後等デイサービス事業：番号 1050600194

目的 社会福祉法人 久仁会（以下、「事業者」という。）が開設する放課後等デイサービス事業所「チャレンジ」（以下、「事業者」という。）が行う放課後等デイサービス事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします

運営方針 ①事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
② 業の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。
③ 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町、その他の指定通所支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
④ 前3項のほか、児童福祉法及び群馬県指定通所支援に定める内容の他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

併設事業 特別養護老人ホーム 介護保険法上の短期入所サービス、

3. 「放課後等デイサービスチャレンジ」が提供するサービスについての相談窓口

TEL 0278-22-8811

FAX 0278-22-8814

担当者（児童発達支援管理責任者） 須藤共子

* 御不明な点は、なんでもおたずねください。

4. [放課後等デイサービスチャレンジ]の概要

1. 提供できるサービスの内容

様々な活動

○遊びを通じた療養活動

（ブロック等を使った創造力の育成、卓球やボール投げ等の運動）

○運動活動

（散歩や公園、プール【夏期のみ】を使った健康支援）

○学習活動

（持参の学習教材、数字や言葉等、生活の中で使うことのできる力の育成）

○音楽活動

（音楽療法士によるリズム力の育成及び情緒面のケア）

○創作活動

（季節の製作、廃材を使った工作等）

○各種体験活動

（おやつ作り、買い物体験、高齢者とのふれあい）

生活支援

○健康管理

（利用時のバイタル・体調不良時の家族・医療機関等の連携等健康面の支援）

○食事支援

（食事の際のマナー等の支援）

生活相談

（日常生活の中での助言・相談）

情報の提供及び相談

（他の福祉サービスの情報提供、サービスの斡旋や利用方法の助言）

送迎サービス（営業時間に合わせた送迎を行う）

【平日】 升形小学校、沼田小学校、薄根小学校、沼田東小学校、南中学校

【休日】 自宅

施設名称	放課後等デイサービス チャレンジ
所在地	群馬県沼田市戸鹿野町375-1
指定番号	指定放課後等デイサービス (1050600194)
サービスを提供する対象地域	沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村

上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

5. 職員の配置

	常勤	非常勤	備考
管理者	1名		(兼務)
児童発達支援管理責任者	1名		(専従)
児童指導員・保育士	2名	3名	

6. 営業時間とサービス提供時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 通常時 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間
通常時 午後2時30分から午後5時30分まで
学校休業時 午前8時30分から午後5時30分まで

7. 利用料金

(1) 利用料金（通所給付費の支給対象となるサービスの利用料金）

児童福祉法に基づく通所給付費の対象となるサービスに対する利用料金は、厚生労働省告示に定められています。

事業者が給付費を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合は、通常、サービス利用料金の9割が通所給付費の支給対象となります。保護者には、利用者負担金として利用料金の1割をお支払いいただきます。ただし、利用者負担額には、世帯の収入等に応じて月額上限額が定められており、これを超過して支払う必要はありません。

なお、事業者が利用者の代わりに市町村から受領した通所給付費の額については、利用者へ通知します。

【料金表】－放課後等デイサービス 定員10人－（*1単位は10円）

○基本料金

- ・放課後等デイサービス費 授業終了後実施① 574単位/日
授業終了後実施② 609単位/日
- ・放課後等デイサービス費 学校休業日実施 666単位/日

○加算

- ・(イ) 指導員等加配加算 常勤専従・5年以上 187単位/日
- ・(ロ) 指導員等加配加算 常勤専従・5年未満 152単位/日
- ・(ハ) 指導員等加配加算 常勤換算・5年以上 123単位/日
- ・(ニ) 指導員等加配加算 常勤換算・5年未満 107単位/日
- ・専門的支援加算 理学療法士等 187単位/日
- ・個別サポート加算I① 90単位/日

・個別サポート加算I②	120 単位/日
・送迎加算	54 単位/片道
・利用者負担上限額管理加算※（月1回を限度）	150 単位/回
（※複数の事業所を利用し、当該事業所が上限額管理を行う場合に算定）	
・欠席時対応加算（月4回を限度）	94 単位/回
・延長支援加算 1時間未満	61 単位/日
1時間以上2時間未満	92 単位/日
2時間以上	123 単位/日
・福祉専門職員配置等加算	10 単位/日
・専門的支援実施加算	150 単位/日
・強度行動障害児支援加算	200 単位/日
・福祉介護職員処遇改善加算	令和6年6月より単位合計×84/100

【利用者負担額の月額上限等について】

利用者負担金は、通常、利用料金の1割ですが、1ヶ月あたりの利用者負担額には、世帯の収入等に応じて上限額が設定されており、それを超えて負担する必要はありません。上限額の詳細は、お住まいの市町村役場障害福祉担当課にお問い合わせください。

このほか、高額障害福祉サービス費、生活保護減免などのような利用者負担軽減措置が適用される場合があります。詳しくは市町村役場にお問い合わせください。

(2) その他の費用（通所給付費対象外料金）

通所給付費の支給対象外となる費用については、別途、実費相当額を徴収させていただきます。

※これらの費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ保護者に対し、内容や費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

○昼食代 1食 300円（実費相当）

○おやつ代 1食 30円（実費相当）

○預貯金口座振替（指定日に残高不足等で振替が出来なかった場合の再振替手数料は利用者様ご負担となります）

○その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者にご負担いただくことが適当と認められるもの 実費相当額

*キャンセルに伴う費用

おやつキャンセルについては当日の9時までにご連絡ください。9時以降は30円（おやつ代）を負担していただきます。

給食のキャンセルについては1日前までにご連絡ください。キャンセル可能期間を過ぎますと300円（給食代）を負担していただきます。

8. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

「放課後等デイサービス計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

①障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 <ul style="list-style-type: none">○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します
防火管理責任者	平島 領寛
避難訓練	消防法に定められた年2回以上の訓練を利用者参加の上実施

防災設備	自動通報装置・スプリンクラー設備
------	------------------

11. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

○ 相談、要望、苦情等の窓口

放課後等デイサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆ サービス相談窓口 ☆	
電話番号：0278-22-8811	
担当者	須藤 共子
(受付時間 月～金曜日) 8：30～17：30	

○ 苦情解決の方法

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決につとめます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の立会いによる話し合いにより行います。

第三者委員氏名・連絡先 今井 眞佐人 0278-25-9292

・行政機関への報告

重大な事故や死亡事故など重大な事故が発生した場合は、速やかに関係機関に報告します。

行政機関その他苦情受付機関

〒 378-0053

群馬県福祉サービス運営適正委員会

所在地 群馬県前橋市新前橋13-12

TEL 027-255-6669

FAX 027-255-6173

受付日時 毎週月～金 午前9時～午後5時

(祝祭日・年末年始は除く)

沼田市

沼田市社会福祉協議会

ふれあい総合相談

毎月第1・第3月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日) 午後1時～午後3時

5月・10月 第3土曜日午前10時～午後3時

沼田市保健福祉センター 電話 0278 (25) 3267

みなかみ町

みなかみ町社会福祉協議会

心配ごと相談所

社会福祉協議会 水上支所 電話 0278 (62) 0081

片品村

片品村社会福祉協議会

心配ごと相談所

午後1時30分～4時30分（30分ごとの予約制）※事前に予約してください。

社会福祉協議会 電話 0278（58）4812

川場村

川場村社会福祉協議会 電話 0278（50）1122

昭和村

昭和村社会福祉協議会 電話 0278（20）1126

12. 緊急時の対応

- 事故発生時の対応について
- 施設内において、利用者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。
- 利用者及び家族への対応
 - ・最善の処置
事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行う。
 - ・管理者への報告
速やかに管理者へ報告するとともに、事業所で対応出来ない場合には、担当医の指示で協力医療機関へ移送します。
 - ・利用者及び保護者への説明
処置が一段落すれば、出来るだけ速やかに利用者や保護者等に誠意を持って説明し、家族の申し出について誠実に対応します。
 - ・利用者及び家族への損害賠償
事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って利用者及び家族に対して補償します。
 - ・事故記録と報告
利用者への処置が完了した後、速やかに事故報告書を作成し再発防止対策に努めます。

13. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。

ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人大誠会 内田病院
医院長名	田中 志子

所在地	沼田市久屋原町345-1
電話番号	0278-23-1231
診療科	内科、呼吸器内科、循環器内科、神経内科、老年内科、小児科、 消化器内科、外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、

14. 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	児童発達支援管理責任者 須藤共子
-------------	------------------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
 ③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

16. 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17. 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18. 他の指定通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、群馬県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19. サービス提供の記録

- ① 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
 ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。

- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

20. 指定放課後等デイサービス内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21. 第三者評価の実施状況

無し

22. 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮くださ

23. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当者			
個人情報保護管理者	須藤 共子		

令和 7 年 月 日

放課後等デイサービスの提供開始にあたり、利用者及び保護者に対して契約書及び本契約書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 久仁会

所在地 群馬県沼田市戸鹿野町375-1

名称 放課後等デイサービス チャレンジ 印

説明者氏名 須藤 共子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から放課後等デイサービスの説明を受け同意しました。

利用児童 住所

氏名 印

代理人（保護者）住所

氏名 印